

平成 29 年 10 月 10 日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の 4 件（うち規格基準型特保 1 件）です。

（参考）

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin86.pdf> を御覧ください。

（担当）消費者庁食品表示企画課 杉本、飯野、江上

TEL : 03-3507-9220（直通）

FAX : 03-3507-9292

消費者委員会への諮問を省略して良いとされているため※、消費者庁で審査を行い許可とする規格基準型特定保健用食品(1件)

通し番号	商品名	申請者	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	サラシア100	小林製薬株式会社	錠薬	ネオコタラノール	本品は天然のサラシアを原料とし、ネオコタラノールを含んでいるため、食事に含まれる糖の吸収をおだやかにする働きがあります。食事とともに飲みいただくことで、食後血糖値の上昇がゆるやかになるため、食後の血糖値が高めの方、食事に含まれる糖質が気になる方に適した食品です。	●本品は治療薬ではありません。●血糖値に異常を指摘された方、現在糖尿病の治療を受けておられる方、妊娠及び授乳中の方は、事前に医師にご相談の上、お召し上がりください。●多量に摂取する事により、疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。●摂りすぎや体質・体調により、お腹がはったり、ゆるくなる場合があります。	食事とともに1回1粒、1日あたり3粒を目安にお召し上がりください。	特保	29.10.10	1724
2	赤紅茶	サントリー食品インターナショナル株式会社	清涼飲料水	難消化性デキストリン(食物繊維として)	食物繊維(難消化性デキストリン)の働きにより、糖の吸収をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方に適しています。	血糖値に異常を指摘された方、糖尿病の治療を受けておられる方は、事前に医師などの専門家にご相談の上、お召し上がり下さい。摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかゆるくなる場合があります。多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。	お食事の際に1日1回350mlを目安にお飲みください。	規格基準型特保	29.10.10	1725
3	ヘルシア緑茶 スティック	花王株式会社	粉末飲料	茶カテキン	本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています。	多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。	1日2本を目安に、お湯または水で溶かしてお召し上がりください。1本(3g)にお湯または水160～180mlが適量です。	特保	29.10.10	1726
4	ヘルシアモルトスタイルa	花王株式会社	清涼飲料水	茶カテキン	本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています。	多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。体質や体調によっては、飲みすぎるとお腹がゆるくなる場合があります。	1本を目安にお飲みください。	特保	29.10.10	1727

※ 特定保健用食品の安全性及び効果に関する消費者委員会の諮問のうち、「規格基準型」及び「再許可」に係わる案件については、消費者委員会における安全性及び効果の審査を経ているものとして取り扱うこととし、諮問を省略してよいとされている。(平成22年1月28日府消委第11号)